

令和6年11月定例会

# 議案説明資料 予算に関する説明書

(令和6年度11月補正予算等関係)

子ども家庭部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年11月定例会議案説明資料目次

子ども家庭部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 債務負担行為に関する調書	子育て王国課ほか	3

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第11号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する 条例の一部改正)	子ども発達支援課	5

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	令和5年度鳥取県継続費精算報告書について	子ども発達支援課	7
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正す る条例(令和6年11月20日専決)	家庭支援課	8

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地方債	その他			
令和6年度 保育・幼児教育の質の 向上強化事業	子育て王国課	千円 19,587		千円	令和7年度	千円 19,587	千円 9,793	千円	千円	千円	千円 9,794	保育士等キャリア アップ研修の実 施等
令和6年度 児童相談所体制整備事 業	家庭支援課	37,422			令和7年度から 令和9年度まで	37,422					37,422	一時保護児童送 迎業務の委託
令和6年度 中部療育園費	子ども発 達支援課	24,549			令和7年度から 令和9年度まで	24,549				24,549		・医事業務従事 者派遣の委託 ・外来診療イン ターネット予約シ ステム導入

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

事 項	課名	限度額		前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備考	
				期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
								国庫支出金	地方債	その他			
令和6年度 児童相談所費	家庭支援 課	補 正 前	千円 36,507		千円	令和7年度から 令和9年度まで	千円 36,507		千円		千円	千円 36,507	
		補 正	30,498			令和7年度から 令和9年度まで	30,498					30,498	給食料理業務の委託
		補 正 後	67,005			令和7年度から 令和9年度まで	67,005					67,005	
令和6年度 総合療育センター費	子ども発 達支援課	補 正 前	61,031			令和7年度から 令和9年度まで	61,031				61,031		
		補 正	33,413			令和7年度から 令和11年度まで	33,413				33,413		施設設備保守等の委託
		補 正 後	94,444			令和7年度から 令和11年度まで	94,444				94,444		

条例名等	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 (鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)																																									
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b></p> <p>受益と負担の公平確保を図るため、手数料の額の変更を行う。</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第 2 を、以下のとおり改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">単 位</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正後</th> <th style="text-align: center;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通診断書</td> <td style="text-align: center;">1 通につき</td> <td style="text-align: right;">2,290 円</td> <td style="text-align: right;">2,090 円</td> </tr> <tr> <td>健康診断書</td> <td style="text-align: center;">1 通につき</td> <td style="text-align: right;">2,290 円</td> <td style="text-align: right;">2,090 円</td> </tr> <tr> <td>死亡診断書</td> <td style="text-align: center;">1 通につき</td> <td style="text-align: right;">2,540 円</td> <td style="text-align: right;">2,310 円</td> </tr> <tr> <td>死体検案書</td> <td style="text-align: center;">1 通につき</td> <td style="text-align: right;">4,710 円</td> <td style="text-align: right;">4,290 円</td> </tr> <tr> <td>変死体検案書</td> <td style="text-align: center;">1 通につき</td> <td style="text-align: right;">4,710 円</td> <td style="text-align: right;">4,290 円</td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書</td> <td style="text-align: center;">1 通につき</td> <td style="text-align: right;">2,290 円</td> <td style="text-align: right;">2,090 円</td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)</td> <td style="text-align: center;">1 通につき</td> <td style="text-align: right;">2,290 円</td> <td style="text-align: right;">2,090 円</td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものを除く。)</td> <td style="text-align: center;">1 通につき</td> <td style="text-align: right;">1,210 円</td> <td style="text-align: right;">1,100 円</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	単 位	金 額		改正後	現行	普通診断書	1 通につき	2,290 円	2,090 円	健康診断書	1 通につき	2,290 円	2,090 円	死亡診断書	1 通につき	2,540 円	2,310 円	死体検案書	1 通につき	4,710 円	4,290 円	変死体検案書	1 通につき	4,710 円	4,290 円	通院入院証明書	1 通につき	2,290 円	2,090 円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1 通につき	2,290 円	2,090 円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものを除く。)	1 通につき	1,210 円	1,100 円
区 分	単 位	金 額																																								
		改正後	現行																																							
普通診断書	1 通につき	2,290 円	2,090 円																																							
健康診断書	1 通につき	2,290 円	2,090 円																																							
死亡診断書	1 通につき	2,540 円	2,310 円																																							
死体検案書	1 通につき	4,710 円	4,290 円																																							
変死体検案書	1 通につき	4,710 円	4,290 円																																							
通院入院証明書	1 通につき	2,290 円	2,090 円																																							
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1 通につき	2,290 円	2,090 円																																							
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものを除く。)	1 通につき	1,210 円	1,100 円																																							

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第4条関係)		別表第2(第4条関係)	
区分	金額	区分	金額
普通診断書	1通につき <u>2,290円</u>	普通診断書	1通につき <u>2,090円</u>
健康診断書	1通につき <u>2,290円</u>	健康診断書	1通につき <u>2,090円</u>
死亡診断書	1通につき <u>2,540円</u>	死亡診断書	1通につき <u>2,310円</u>
略		略	
死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>
変死体検案書	1通につき <u>4,710円</u>	変死体検案書	1通につき <u>4,290円</u>
通院入院証明書	1通につき <u>2,290円</u>	通院入院証明書	1通につき <u>2,090円</u>
略		略	
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき <u>2,290円</u>	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものに限る。)	1通につき <u>2,090円</u>
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものを除く。)	1通につき <u>1,210円</u>	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書(医師の記載が必要なものを除く。)	1通につき <u>1,100円</u>
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第4条の規定による改正後の鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に行われる診断書その他の文書の交付の申請について適用し、施行日以前に行われた診断書その他の文書の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。



件名	議会の委任による専決処分の報告について (7) 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（令和6年11月20日専決）
提出理由及び概要	<p><b>1 提出理由</b> 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p><b>2 概要</b> (1) 特定電気通信役務提供者に対し青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報等を提供する努力義務を定めた規定中引用する法の題名及び条項を改める。 (2) 施行期日は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律の施行の日とする。</p>

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(安全にインターネットを利用できる環境の整備)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>5～7 略</p>	<p>(安全にインターネットを利用できる環境の整備)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u>（平成13年法律第137号）<u>第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。</p> <p>5～7 略</p>

附 則

この条例は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）の施行の日から施行する。